

平成 19 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アイディーユー
代 表 者 名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号：8922 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役管理本部長 岩 眞司
電 話 番 号 (06) 6452 - 7771 (代表)

当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為への対応策（以下「本プラン」といいます）の導入に関して、第 8 期事業年度に係る定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に以下の通り付議することを決議しましたのでお知らせします。

本プランの導入は、当社の企業価値が毀損されること及び株主様共同の利益が害されることを未然に防止することを目的としており、この概要は以下のとおりとなります。

当社は、昨年 11 月に開催された定時株主総会における第 6 号議案にて、ご出席の株主様より「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）の導入」をご承認頂いておりますが、この対応策については、本株主総会の終結のときをもって効力を失うことから、あらためて本株主総会に付議するものです。

なお、当社は、本日現在、当社株式の大量取得行為に伴う提案等を一切受けていないことをあらかじめ表明致します。

1. 本株主総会において付議する事項について

当社は、下記の議案が本株主総会でご承認いただけることを条件として、本プランを導入するものとします。

- (1) 株主総会の決議により当社株式の大量取得行為への対応策の導入を決定できるとする定款変更議案(後記「3. 本プラン導入に係る定款変更議案について」をご参照下さい)。
- (2) 当社の発行可能株式総数を 99 万株とする定款変更議案(後記「3. 本プラン導入に係る定款変更議案について」をご参照下さい)
- (3) 変更された定款に基づき本プランを導入するための議案(後記「4. 本プラン導入に係る議案」をご参照下さい)

2. 本プラン導入の目的と必要性について

(1) 当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に関する取り組みについて

当社は、平成 11 年 6 月の日本における不動産オークションの解禁を受け、オークションの持つ「透明性」「公平性」「経済合理性」に基づき取引をすることで、新しいマーケットを創出するために、平成 11 年 9 月にインターネットを活用した不動産オークション「MOTHER'S AUCTION」の開設を目的として設立されました。

当社は、「日本の不動産市場を完全化することにより、売主、買主が安心できるマーケットを創出する」ことをテーマとして、不動産流通の世界に革命を起こすことにより、不動産流通システムとして日本における新たなデファクトスタンダードの確立を目指し、社会インフラと呼びうるマーケットを創造することを企業理念としています。

また、当社では、インターネットでの市場開拓やアライアンスの強化を通じ、不動産オークションマーケットの優位性をもって、優良物件をいち早く提供することにより、継続的な成長を達成し、企業価値の増大を目指しております。

一方で、不動産インターネットオークション市場そのものが黎明期から本格普及期に移行し、様々な業種からの新規参入が相次いでいますが、当社では、平成 19 年 6 月 11 日、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（所在：東京都千代田区 会長：藤田和夫、以下、全宅連）より「全宅連公認不動産インターネットオークション」として第一号の公認を取得いたしました。

全宅連は、47 都道府県の社団法人宅地建物取引業協会によって構成されており、全国の宅地建物取引業者 130,457 事業者（平成 18 年/財団法人不動産適正取引推進機構調査）のうち、106,882 事業者（平成 19 年 4 月 1 日現在）から組織される国内最大の業界団体です。

この「公認」は、「MOTHER'S AUCTION」を社会インフラとも言えるデファクトスタンダードにするという当社の企業理念の実現を大きく推進させるものであり、当社は、これらのご信任をベースとして継続的な成長を目指しています。

当社では、継続的な成長を目指すため、引き続き以下の戦略を遂行しています。

- オークションを利用する参加者の獲得
- 安定的な物件量の確保と良質な物件の供給
- 良質なサービスの提供

具体的には、全国の不動産事業者に「MOTHER'S AUCTION」の利用を普及させていくために平成 17 年 9 月設立した子会社「株式会社マザーズオークション」が行っている、全国の不動産事業者に対する「MOTHER'S AUCTION」の効率的な利用法のコンサルティングによる加盟店の獲得・維持、ディベロッパー、金融機関、サービサー、税理士、公認会計士ネットワーク等との提携の強化による「MOTHER'S AUCTION」への安定的な物件量の供給、不動産インターネットオークションにおけるブランド力の向上、不動産取引の信用を確保するために、デューディリジェンス（対象不動産の調査・評価）エスクロー（契約・決済・登記等のサポート）という 2 つのサービスの良質化などに当社では着実に取り組んでいます。

当社では、これらの戦略の遂行により、社会インフラとしての「MOTHER'S AUCTION」の信用と利便性を向上させ、企業価値、ひいては株主様共同の利益の確保と向上に着実に取り組んでいます。

(2) 本プラン導入の必要性

このように、当社は、企業価値・株主様共同の利益を確保・向上させるため、中期的視野に立って事業の拡大・強化、戦略を遂行しており、全宅連の「公認」などにより、「MOTHER'S AUCTION」の社会インフラとしての認知も獲得しつつあります。今後も、中期経営計画に沿った事業の拡大・強化を着実に進めていく所存です。

しかし、最近のわが国における資本市場では、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、上場会社として、当社株式の自由な売買が認められている以上、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主様共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありませんし、会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主様全体の意思に基づくべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値・株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収対象会社の取締役会や株主様が株式の大量買付等について検討し、あるいは買収対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、買収対象会社の企業価値・株主様共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社の企業価値・株主様共同の利益を確保・向上させる上で必要不可欠な、従業員、お取引先様、お客様、地域社会等との関係を破壊するなど、このような買付自体が、当社の企業価値・株主様共同の利益を毀損するといった場合もあります。

現在、当社が具体的に、上記にあるような不適切な買付の脅威に直面している事実はありません。しかし、当社においては、特定株主が少なく、個人を中心とした少数保有の株主様の比率が非常に高い状況にあります。また、上記のとおり、当社が行っている不動産インターネットオークション事業は、他社に先駆けて構築してきた新たな事業であり、現時点では全宅連より公認を受けた唯一の「公認不動産オークションサイト」であることから、当社が保有している独自のノウハウ等の取得、および当社の戦略投資事業により取得した当社保有の優良不動産等の取得を目的に、上記にあるような不適切な買付がなされる可能性があります。

当社取締役会は、上記のような諸事情を鑑み、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組んでいくことにより、当社株主様共同の利益を向上するためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値・株主様共同の利益に反する買付行為を抑止するために必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で上記「1.本株主総会において付議する事項について」記載の各議案につきまして、株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを導入することを決定致しました。

3. 本プラン導入に係る定款変更議案について

(1) 定款変更議案<新設> 1 (本対応策の導入を株主総会決議事項とすることについて)

当社は、定款第 17 条に下記条項を新設する定款変更議案を本株主総会に付議します。

(当会社の株式の大量取得行為に関する対応策)

第 17 条 株主総会においては、法令または本定款に別途定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大量取得行為に関する対応策をその決議により定めることができる。

前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により、当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収に関する対応策（新株または新株予約権の発行または無償割当てを含む。）の具体的内容を決定することをいう。

(2) 定款変更議案 2 (発行可能株式総数の変更について)

当社は、定款第 6 条を下記の通り変更する定款変更議案を本株主総会に付議します。

(発行可能株式総数)

<変更前> 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、540,000 株とする。

(発行可能株式総数)

<変更後> 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、990,000 株とする。

4. 本プランの導入に係る議案

当社は、上記定款変更議案について、第 8 期事業年度に係る定時株主総会においてご承認が得られることを条件として、本プランの内容を下記のとおりとする旨の議案を本株主総会に付議します。

記

【本プランの概要】(詳細は、後記【本プランの詳細】をご覧ください)

(1) 目的

本プランは、当社株券等の大量取得行為が開始された場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保すること、および当社が当該大量取得行為者(買収者)との交渉の機会を確保することによって、当社の企業価値・株主様共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 本プランにおける当社株券等の買付手続

本プランは、取得方法の如何を問わず、当社株式の議決権割合の 20%以上を買収しようとする者が現れた場合において、買収者に対し、必要な情報の提供、時間の確保を求めるとともに、上記の目的を達するために必要な買付手続を定めるものです。

(3) 本プランの発動

買収者が、以下のいずれかに該当する場合(詳細は、【本プランの詳細】(5)をご覧ください)、当社は、当該買収者が行使できないとの行使条件、および当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主様に対し、無償で割当てます。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買収を実施する場合
当社の企業価値・株主様共同の利益を侵害するおそれがあると認められる場合等

(4) 本プラン発動に際しての外部独立委員会の判断

本プラン発動等の判断については、取締役による恣意的な判断を排除するため、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るとともに、株主様への情報開示を通じて、透明性を確保しています。

【本プランの詳細】

(1)本プランの適用対象となる買付等

本プランの適用対象となる買付は、下記 または に該当する買付、または買付の提案等(以下「買付等」といいます)がなされる場合とします。

買付等の実施者(以下「買付者等」といいます)には、あらかじめ本プランに定められる手続を遵守していただくこととします。

当社が発行者である株券等^{注1}につき、保有者^{注2}の株券等保有割合^{注3}が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等^{注4}について、公開買付け^{注5}に係る株券等所有割合^{注6} およびその特別関係者^{注7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項の定義の通りとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項および第3項の定義の通りとします。また、独立委員会が保有者に該当すると認められた者も含まれます。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項の定義の通りとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項の定義の通りとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義の通りとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義の通りとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義の通りとします。また、独立委員会がこれに該当すると認められた者も含まれます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

(2)買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等の実行前に、以下に定める情報(以下「買付必要情報」といいます)および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約書を当社の定める書式により、当社取締役会、および独立委員会に対して、提出して頂くこととします。

買付者等、およびそのグループ(共同保有者^{注1}、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます)の詳細(具体的名称、事業内容、設立準拠法、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます)

注1 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者、およびこれらに該当すると独立委員会が認めた者を含みます。

買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます）

買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じると予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）

買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

買付等の後における当社の従業員、お取引先様、お客様、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、対応方針

買付等の後において、当社グループの経営に必要となる許認可維持の可能性および各種業法等の規制遵守の可能性

その他、買付説明書提出の時点において、独立委員会が本プランの発動・不発動を判断するにあたり必要と認める、上記～を補足する情報

買付者等が、当社取締役会および独立委員会に買付必要情報を提出した後であっても、独立委員会が買付必要情報の内容が不十分と判断した場合、買付者等に対し、回答期限（原則30日を上限とします）を定めた上、追加して情報を提供するように求めることがあります。

また、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したと認める場合には、継続して買付必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対し、本プランの発動を勧告します。

なお、買付必要情報および追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

(3)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付必要情報、および独立委員会が追加的に提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、最大で30日を上限とする合理的な回答期限を定めた上、適正な比較検討と判断をするための客観的な判断材料として、買付者等による買付等の内容に対する意見、およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報を提供するように要求することができます。

独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等、および（当社取締役会に対して上記のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの十分な情報を受領してから原則として最長60日間が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます）買付等の内容の検討、

買付者等と当社取締役会の事業計画等の比較検討等、および当社取締役会の提示する代替案の検討を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主様共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または買付等の内容もしくは当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとしします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとしします。

買付者等は、独立委員会が、自らまたは当社取締役会等を通して、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとしします。

株主の皆様に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通して、買付者等から提供情報が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨、および提供情報その他の情報を独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行い、当社取締役会は、この情報開示につき、何ら変更・修正することはありません。ただし、独立委員会の判断により、機密情報に該当する等の理由で、情報を開示しない場合があります。

なお、独立委員会が株主の皆様の情報開示する際は、すべて本項の原則に従います。

(4)独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとしします。独立委員会が当社取締役会に対して下記 ~ のいずれかの勧告等をした場合、独立委員会は、当該勧告等の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項について、すみやかに情報を開示します。

本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付が、後記「(5)本新株予約権の無償割当て実施の要件」に該当するとして、本プランにおける新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合、独立委員会検討期間中、または終了後ただちに、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生までの間は、これを中止すべき旨のまたは効力発生以降本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

- 1) 当該無償割当ての勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- 2) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない

か、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することまたは本新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

なお、この場合、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、一株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主様、および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間中、あるいは独立委員会検討期間終了後すみやかに当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告ができるものとしします。

独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合、独立委員会は、その理由を示した上、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との交渉・代替案の作成等に必要とされる範囲内(原則として30日を上限とします)で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(当該期間延長後、再度の期間延長を行う場合においても同様の手続によるものとしします)。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとしします。

取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に係る決議を行います。当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示します。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしします。

(5)本新株予約権の無償割当て実施の要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(4)【本プランの詳細】「取締役会の決議」により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(4)「独立委員会の勧告」のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを

実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合（買付必要情報、その他本プランにおいて買付者等が提供を求められる情報の提供が不十分であると独立委員会が判断した場合において、同委員会による不足する情報の提供の要請に買付者等が合理的な理由なく応じない場合を含む。）

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- 1) 株券等を買占め、その株券等を当社に対し、高値で買取よう要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます）等株主様に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

前各号の他、当社の企業価値・株主様共同の利益が前各号に該当する買付等による場合と実質的に同程度に毀損されるおそれがあることが、客観的かつ合理的に推認できる場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しなければ、当社の企業価値・株主様共同の利益の毀損を回避することが不可能または困難であると認められる買付等である場合

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

割当対象株主

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において定める一定の日（以下「割当期日」といいます）における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主様とし、その保有株式1株につき下記「割り当てる新株予約権の総数」に基づき当社取締役会が定める総数によって定まる個数の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

本新株予約権の無償割当ての効力が生ずる日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、750,000個を上限として、取締役会が定める数とします。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権を割り当てることがあります。

新株予約権の払い込み金額

無償とします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は1円とします。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます)とし、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。

ただし、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

本新株予約権の行使条件

1) 買付者等^{注1} 2) 買付者等の共同保有者もしくは特別関係者 もしくは3) 上記1) もしくは2) 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け もしくは承継した者、または、4) 上記1) ~ 3) に該当する者の関連者^{注2} (以下「非適格者」と総称します) は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、下記 の取得の対象となります。

注1 買付者等が4 .【本プランの詳細】(1) の に該当する類型の買付等の実施者である場合には、原則として、その株券等保有割合が20%以上である場合に限り、

注2 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます)をいいます。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

当社による本新株予約権の取得

- 1) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあります。
- 2) 前項に定める取得条項を付す場合には、イ) 非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引き換えに当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につきあらかじめ定める数の当社普通株式(以下「交付株式」といいます)を交付し、ロ) 非適格者にあたる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引き換えに当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき交付株式の当該取得時における相当な価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる行使条件等が異なった新たな新株予約権を交付する旨の定めを設けることができるものとします。

新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、法令の新設または改廃により、本プランに定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(8) 本プランの導入手続

本プランは、上記「3. 本プラン導入に係る定款変更議案について」に記載の議案及び本プラン導入に係る議案が、第 8 期事業年度に係る定時株主総会において、株主様のご承認が得られることを効力発生条件としています。

(9) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断機関として、独立委員会を設置します(独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙「独立委員会規程の概要」のとおりです)。実際に買付等がなされる場合には、上記に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主様の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします。

(10) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間(以下「有効期間」といいます)は、第 8 期事業年度に係る定時株主総会終了後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主様に不利益を与えない場合等を含みます）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実およびその内容その他の事項について、すみやかに情報開示します。

5. 本プランの合理性

当社は、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し、取り入れることにより、本プランが、当社の企業価値・株主様共同の利益の確保、向上といった目的に合致するものであり、当社経営陣の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主様共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しています。

(2) 株主意思の反映、重視

本プランは、第 8 期事業年度に係る定時株主総会に議案としてお諮りし、出席株主様のご承認が得られることを効力発生条件としています。

また、本プランの有効期限は、原則として来年 11 月に開催予定の当社定時株主総会終結のときまでとしますので、定時株主総会の毎に株主の皆様ご意思を反映させることが可能です。

なお、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

したがって、本プランの存廃は株主の皆様のご意向が反映されるものとなっています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値および株主様の共同の利益の維持・向上の観点から、実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

また、その判断の概要については、株主の皆様にご情報開示することとしており、本プランの運営は、透明性をもって行われます。

なお、独立委員会の委員につきましては、決定次第、株主の皆様にご氏名及び経歴を情報開示します。

(4)本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みとなっています。

(5)独立委員会による第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用でもって、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、独立委員会による判断の公正性、客観性は、より一層強く担保されると言えます。

(6)デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記記載のとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

6. 株主の皆様への影響

(1)本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

(2)本プランの発動時に株主の皆様にご与える影響

本プラン発動時においては、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき上記「4. (6)本新株予約権の無償割当ての概要」に記載の「割り当てる新株予約権の総数」に基づき当社取締役会が定める総数によって定まる個数の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

もし、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に所定の行使価額相当の金銭の払込、その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」における本新株予約権の行使手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。また、上記【本プランの詳細】(6)に記載しておりますとおり、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者の株主の皆様につきましては、本新株予約権を行使することができないとの行使条件が付されていますので、結果として、行使手続を経ない株主の皆様と同様にその保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、本新株予約権に取得条項が付された場合には、これに基づき、下記「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」に記載する手続に従って、当社が本新株予約権を取得し、非適格者以外の株主の皆様にはそれと引換えに当社普通株式を交付することがあります。

当社がこのような取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予

約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、または効力発生後行使期間が開始するまでの間は本新株予約権の全部を無償にて取得する場合があります。

そのため、割当期日以後に、本新株予約権の無償割当中止、または当社による無償取得がなされた場合、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、一株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主様および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告します。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、すみやかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。

なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社普通株式が発行されることとなります。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、本新株予約権に取得条項が付された場合には、これに基づき、法定の手続に従い、本新株予約権を取得し、非適格者以外の株主の皆様にはそれと引換えに当社普通株式を交付することがあります。この場合、それらの株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として当社普通株式 1 株の交付を受けることとなります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての

表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知しますので、当該内容をご確認ください。

以上

独立委員会の概要

1. 独立委員会の設置および委員の選任・任期等

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役、または当社の取締役会から独立している有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、不動産業務または投資業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・社外取締役または社外監査役である独立委員会委員が、当社の業務執行を行うことになった場合等、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件を満たさなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

2. 独立委員会による決定・勧告

- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容につき、理由を付して、当社取締役会に対し勧告する。
 - (1) 本プランに定める新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - (2) 本プランに定める新株予約権の無償割当ての中止もしくは新株予約権の無償取得
 - (3) 本プランの廃止または変更
 - (4) 本プラン以外の買収防衛策の導入
 - (5) 独立委員会検討期間の延長
 - (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
なお、独立委員会の各委員および当社取締役会は、決定にあたっては、当社の企業価値・株主様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、およびその回答期限の決定
 - (3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討

- (4) 買付者等との交渉・協議
- (5) 代替案の提出の要請・代替案の検討および提示
- (6) 本プランの修正または変更に係る承認
- (7) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (8) 当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

3. 独立委員会のその他の権限

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付必要情報の内容が不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するように求める。
- ・独立委員会は、買付者等から前項による追加情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見、およびその根拠資料、代替案(もしあれば)、その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主様共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会による代替案を株主様に提示する。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上